

ひじょうへんさい きんぱくじたい ひじょうそち  
非常変災時その他、緊迫事態における非常措置について

草津市内の公立学校では、台風襲来等による非常変災その他緊迫状態発生、または発生のおそれのある場合、児童・生徒の登下校については、特別警報・警報発令の報道をもとにした下記の非常措置基準により万全を期すことになっておりますので、お知らせします。よく読んでいただき、安全確保に努めていただきますようお願いいたします。

記

とくべつけいほう ぼうふうけいほう  
☆ 滋賀県に特別警報・暴風警報が発令されている場合

<登校前> 家で様子を見てください。

「午前7時」に「特別警報」「暴風警報または暴風雨警報発令中」の時 → 草津市内公立学校は臨時休業。(テレビなどで確かめてください。学校からの連絡はありません。)

<学校にいる間> 学校待機または集団下校

安全第一に対応します。集団下校の措置をとったときは、各家庭のご協力をお願いいたします。

※警報には「大雨警報」「洪水警報」などいろいろな種類があり、またいくつかを組み合わされる場合がありますが、「特別警報」・「暴風警報」が含まれる場合のみ、県内一斉に臨時休業措置をとることになります。ご注意ください。

※「特別警報」は、暴風に限らず、大雨、暴風雪、大雪、地震などすべての特別警報です。

しんさい  
☆ 震災など非常変災時その他緊迫事態が発生した場合

<登校前> 家で様子を見てください。

<学校にいる間> 学校待機または下校

安全を確認し、地域委員さんを通じてそれぞれのご家庭に状況をお知らせし、下校等の措置をとることがあります。各家庭のご協力をお願いいたします。

※ 常盤とくわしやうがっこう小学校は、非常変災時その他の緊迫事態が発生した場合、災害時の「避難場所」ひなんばしよに指定されています。

☆ 学校独自がっこうどくじで臨時休業等の措置をとる場合

地域性などにより、学校独自の措置として始業時刻しぎやうじこくを遅らせたり、臨時休業の措置をとったりする場合は、地域委員ちいきいんさんを通じて連絡します。その場合は、指示しじに従したがってください。

☆ 児童の安全確保、安全指導について

- ① 特別警報とくべつけいほう・暴風警報ぼうふうけいほう発令前はつれいまえや解除直後かいじょちよくご、大雨や洪水、台風、大雪時の登下校には、思おもわぬ危険きけんが待ち受けています。危険箇所の点検や持ち物への配慮を十分していただき、保護者ほごしゃ同伴どうはん、複数ふくすうでの登下校とうげこうなど、通学の安全に万全を期してください。
- ② 警報や注意報が解除されたり、雨や風がやんだりした後も、河川の増水や破損物の散乱などの危険が残ります、遊び場あそばや通学路つうがくろの確保かくほ、遊び方などにも十分にご留意ください。
- ③ 災害や緊急事態が発生した場合の「避難の仕方」「避難場所」「安全確保の仕方」など、各家庭かくかていにおいても様々な場合を想定して、話し合はなあったり訓練くんれんをしたりしておくことが大切です。

草津市立常盤小学校

〒525-0006 草津市志那中町119

TEL 568-0002

FAX 568-3956

E-mail info@tokiwa-p.sk.ed.jp